**静岡県精神保健福祉協会表彰規程**

第1条　　表彰はすべてこの規程によって行う。

第2条　　表彰は次の各号に掲げる表彰について、会長がこれを行う。

　　　（１）　永年勤続功労表彰

　　　（２）　特別功労表彰

第3条　　永年勤続功労表彰は、永年、精神保健福祉関係業務に従事し、且つ

　　　　　その功績が顕著なものについて、これを行う。

第4条　　特別功労表彰は、次の各号に該当するものについてこれを行う。

（１）　精神保健福祉思想の普及啓蒙に貢献し、且つその功績が著しく

　　　　　　　　顕著なもの。

（２）　精神障害者の処遇又は更生等に協力、援助し、且つその功績が

　　　　　　　　著しく顕著なもの。

第5条　　表彰は、毎年総会時にこれを行う。但し、特別の事情がある時は、

　　　　　 臨時にこれを行うことができる。

第6条　　表彰には、表彰状にそえて記念品を授与するものとする。

第7条　　表彰を受けるものの審査を行うため、表彰審査委員会（以下委員会

　　　　　 という）を置く。

第8条　　委員会は委員長及び委員をもって組織する。

第9条　　委員長は会長を、委員は副会長及び常任理事を充てる。

第10条　 委員会の運営については、静岡県精神福祉協会会則第１４条第２項、

　　　 第３項、第４項、第５項の規定を準用する。この場合において、同

　　　 条にある「会議」は「委員会」と、「会長」は「委員長」と「会員」

　　　 と、読み替えるものとする。

第11条 　この規程の実施について必要な事項は、会長が定める。

附　則

　　　　この規程は、昭和５６年５月１４日から施行する。

　　　　　　　　　　平成　３年５月１０日　　一部改正

　　　　　　　　　　平成２２年７月　７日　　一部改正

平成２５年４月１７日　　一部改正

平成２６年２月１９日　　一部改正

令和　３年４月２１日　　一部改正